

平成26年9月29日

主文

本件審査請求を棄却する。

理由

第1 審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分取消しを求めるということである。

第2 審査請求の経過

1 請求人は、事業所名をa社と称する厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)及び健康保険法(以下「健保法」という。)上の適用事業所(以下「本件事業所」という。)の事業主である。

2 厚生労働省年金局事業管理課長(以下「事業管理課長」という。)は、平成○年○月○日、請求人に対し、①平成○年○月分厚生年金保険料及び健康保険料(以下、併せて「保険料」という。)の延滞金(平成○年○月○日から平成○年○月○日までの延滞金)として○万○千○百○円、②平成○年○月分保険料の延滞金(平成○年○月○日から平成○年○月○日までの延滞金)として○千○百○円、③平成○年○月分保険料の延滞金(平成○年○月○日から平成○年○月○日までの延滞金)として○千○百○円、④平成○年○月分保険料の延滞金(平成○年○月○日から平成○年○月○日までの延滞金)として○千○百○円、及び⑤平成○年○月分保険料の延滞金(平成○年○月○日から平成○年○月○日までの延滞金)として○千○百○円の納入告知(以下「原処分」という。)を行った。

3 請求人は、原処分を不服として、当審査会に対し、審査請求をした。その不服とする理由は、要旨以下のとおりである。

平成○年○月○日に提出した遡りの月額変更届により、過誤納保険料(平成○年○月分充当後¥○○○,○○○)が発

生しました。

それ以前に滞納保険料がありましたので、是非以前の滞納分に充当(相殺)して頂きたいと申出しました。何回か申しましたが、それは出来ないで翌月以降の保険料に充当していきますと言われました。

還付出来る方法(可能性)のお話は全くありませんでした。又、延滞金の詳しいお話もありませんでした。

当初還付して頂き、その金額を滞納分に充当(納付)していれば、同じ納付金額でも、当然延滞金は少なくなると考えられます。

第3 当審査会の判断

1 厚年法第83条第2項は、厚生労働大臣は、納入の告知をした保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料をこえていることを知ったとき、又は納付した保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知ったときは、そのこえている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の翌日から6箇月以内の期日に納付されるべき保険料について納付を繰り上げてしたものとみなすことができる旨規定している。(同旨の規定が健保法第164条第2項にもあるが摘記を省略する。)

また、厚年法施行規則第19条第1項は、厚生年金保険被保険者報酬月額変更届(厚年法第27条。以下「月額変更届」という。)は速やかに、日本年金機構に提出する旨規定している。(同旨の規定が健保法施行規則第26条第1項にもあるが、摘記を省略する。)

2 請求人は、当該過誤納保険料を、以前の滞納保険料に充当、相殺して欲しい旨主張しているのであるから、本件の問題は、上記法令に照らし、請求人の主張を理由があるものと認めることができるか否かである。

3 本件の場合、そもそも過誤納保険料が発生したのは、請求人が遡って月額変更届を提出したからであり、また、上記1

の規定から、厚生労働大臣は、納入の告知をした保険料額が、納付すべき保険料をこえていることを知ったときは、そのこえている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の翌日から6箇月以内の期日に納付されるべき保険料について納付を繰り上げてしたものみなすことができると規定されているのであるから、原処分の法的相当性について疑問の余地はなく、請求人の主張は、理由があるものと認めることはできない。

- 4 以上のとおりであるから、請求人の本件審査請求は理由がなく、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。